

福島県税務システム導入
及び運用保守業務委託
一般競争入札（総合評価方式）
入札説明書

令和8年6月

福島県総務部税務システム課

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する本業務に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者

福島県知事 内堀雅雄

2 一般競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

福島県税務システム導入及び運用保守業務 一式

(2) 業務内容

福島県税務システム導入及び運用保守業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

福島県庁舎内及び本県が指定又は承認する場所

(4) 契約期間

契約締結の日から令和16年9月30日までとする。なお、導入するシステムは、本番稼働を令和11年10月1日に開始し、本番稼働から5年間（60か月間）運用保守業務を行う。

導入期間：令和8年10月1日（予定）から令和11年9月30日

本番稼働：令和11年10月1日

運用保守：令和11年10月1日から令和16年9月30日

(5) 入札方法

一定の資格要件に該当する事業者から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に定める一般競争入札（総合評価方式）を行い、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する。

審査に当たっては、提案説明会を行い、技術提案書による提案内容に係る評価点及び入札金額に係る評価点の合計点が最高得点となった者を落札者とする。

3 入札者に必要な資格に関する事項

次の各号に掲げる要件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 4に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 4に掲げる日から起算して過去10年以内に、本県と同規模以上の都道府県において、調達仕様書に定める業務内容と同等程度の業務に係る契約を1回以上締結したことがあり、誠実に当該契約を履行した実績を有する者であること。
- (5) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC27001））認証を取得している者であること。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

4 入札者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に示す書類を5（1）に掲げる場所に提出し、入札者に必要な資格の確認の申請をすること。
 - なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 会社概要（任意様式）
 - ウ 法人等の直近2年分の決算書又は事業報告書
 - エ 業務履行実績調書（様式7）
 - オ 認証・資格保有確認書（様式11）
- (3) 提出期限
 - 令和8年7月27日（月）午後5時15分まで（必着）
- (4) 提出方法
 - 5に掲げる提出先宛てに、持参又は郵送により提出すること。
 - 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - 郵送により提出する場合は書留郵便とし、令和8年7月27日（月）午後5時15分必着とする。
- (5) 確認結果の通知
 - 入札参加資格の確認結果の通知については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和8年8月6日（木）までに入札者に対して通知する。

5 開札までの手続き等に関する事項

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

福島県総務部税務システム課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎1階）

電話番号 024-521-7731

メールアドレス fzeimu_system@pref.fukushima.lg.jp

(2) 配付資料

ア 入札説明書

イ 入札説明書様式

ウ 契約書（案）

エ 調達仕様書

オ 調達仕様書別紙

カ 落札者決定基準

キ 技術提案書評価項目表

ク 技術提案書作成要領

ケ 技術提案書作成要領様式

(3) 入札説明資料及び入札関連資料の配付期間

令和8年6月26日（金）から令和8年8月17日（月）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 配付方法

福島県総務部ホームページへ掲載し、メール及び郵送での個別の配付は行わない。

<URL> 福島県総務部入札情報ウェブページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年8月17日（月） 午後2時

場所：福島県自治会館3階301会議室（福島県福島市中町8番2号）

6 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 入札公告 | 令和8年6月26日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年7月9日（木） |
| (3) 質問回答期限 | 令和8年7月22日（水） |
| (4) 入札参加資格確認申請書提出期限 | 令和8年7月27日（月） |
| (5) 入札参加資格確認通知書の送付 | 令和8年8月6日（木） |
| (6) 提案書提出、入札及び開札 | 令和8年8月17日（月） |

(7) 提案説明会及び落札者決定 令和8年9月上旬

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札保証金

- (1) 入札者は、2に示す内容について入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5（5）に掲げる日時までに、5（1）まで提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）により令和8年8月7日（金）までに申請するものとする。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を令和8年7月27日（月）までに5（1）に記載する連絡先へ申し出ること。
- (6) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

9 質問及び回答

(1) 質問

入札者は、調達仕様書、契約の方法、入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、記載内容等に疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式9）を以下により提出すること。

ア 提出方法は、5（1）に示すメールアドレス宛に電子メールで送信すること。

イ 件名は「福島県税務システム導入及び運用保守業務委託に係る質問」とすること。

(2) 受付期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月9日（木）午後5時15分まで。

(3) 回答

福島県総務部ホームページに一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式10）を掲載する方法により令和8年7月22日（水）までに回答する。ただし、入札参加申込者全て

に公開することにより、質問者の提案内容について不利益を与えると判断した場合は、当該質問者のみに回答する。

10 入札及び開札手続等

入札及び開札手続等は次のとおり実施する。総合評価方式により行うため、入札書（様式3）と11に示す提案書等をあわせて提出すること。

（1）入札方法

- ア 入札書（様式3）は、封筒に入れて提出することとし、表面に入札日付、業務委託名称、入札者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記し、密封・押印の上、提出すること。
- イ 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式4）を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。なお、入札書の表記金額を訂正することはできない。
- オ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（様式3）に記載すること。
- カ 契約期間の欄には、2（4）に従い、契約期間を記載すること。なお、契約期間は導入期間と運用保守期間（60か月間）を合わせたものとし、「契約締結の日から令和16年9月30日まで」とする。

（2）開札方法

- ア 開札は、5（5）で指定する日時及び場所で行う。
- イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。
 - （ア）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）
（入札参加者が本書又は写しを持参する。）
 - （イ）一般競争入札出席届（様式5）
- ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

（3）入札は2回を限度とし、1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札（2回目）を行うものとする。

（4）郵送による入札については、次の事項を行うこと。

- ア 二重封筒の外封筒に「入札書在中」と朱書すること。
- イ 中封筒に上記（１）アの必要事項を記載すること。
- ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）及び入札書（様式３）を同封すること。

11 提案書等の作成及び提出

- （１）提案書等は、入札執行時に入札書（様式３）とあわせて提出すること。提出内容は次のとおりとする。
 - ア １２部（正本１部、副本１１部）
 - イ アと同一の内容の電子データ（CD-R 又は DVD-R）正副１枚（計２枚）
なお、電子データは PDF 形式で作成すること。ただし、機能要求一覧（別紙２）については、Excel 形式の電子データも併せて提出すること。
- （２）作成については、５（２）ク「技術提案書作成要領」のとおりとする。

12 審査

審査は提案説明による提案内容の審査とし、提案書等について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。なお、審査は別に設置する審査委員会において行う。

（１）提案内容の審査基準

５（２）カ「落札者決定基準」のとおりとする。

（２）提案説明会

予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者を対象として、提案書等を基に提案説明を実施し、最も優れた内容の提案をした者を選定し、落札候補者を決定する。

ア 提案説明の実施場所

福島県庁舎内

イ 提案説明の日時

予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者に対し、別途電子メールにて連絡する。

なお、審査日程は令和８年９月上旬を想定しており、審査の順番は原則として入札書の受付順とする。

ウ 説明時間等

説明時間４０分以内、質疑３０分以内とする。

エ 入場者

会場への入場者は３名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者とする。

オ 提案内容の確認

- ・ 提案のあった内容について、後日県から確認を行う場合がある。
- ・ システムの稼働実績について、稼働県へのヒアリングを行う場合がある。

カ その他

- ・ 希望があれば、福島県において大型液晶モニター、HDMI ケーブルを準備するので申し出ること。パソコン等については提案者が準備すること。

- ・ 福島県が管理する庁内ネットワーク回線（LGWAN 回線を含む。）は、セキュリティ上の理由から使用できないので注意すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は書面にて通知する。

13 契約

(1) 提案内容の審査において落札候補者となった者と業務委託に関して必要な協議を行う

（その際、提案書等の内容を変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、落札者として決定し、入札書に記載された金額に100分の110を乗じた金額を契約金額とする。

(2) 落札候補者との協議が調わず契約の見込みがないときは、次点の提案者を落札候補者として契約に向けて協議する。

(3) 本業務を担当する予定の責任者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

14 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したとき又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により発注者及び落札者が電子署名を行ったときに確定するものとする。

ウ 落札者が、14（2）アに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

(5) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、5（1）に掲げる連絡先へ電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html>）

15 業務委託料の支払い

(1) 基本的な考え方

本業務は、債務負担による複数年契約を締結するため、委託料支払方法等は、下記の考え方を基に決定する。

ア 導入業務及び運用保守業務について、各会計年度末（又は業務履行完了後）に支払請求を行うものとする。

イ 以下に示す支払割合は、上限額の割合とする。ただし、具体的には、債務負担行為額の上限を超えない範囲内において、決定するものとする。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
支払割合 (%)	8.1	16.2	16.2	13.2	10.3	10.3	10.3	10.3	5.1

16 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者による入札は、無効とする。

- (1) 上記3に示す入札者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 委任状（様式4）を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

17 その他

- (1) 本業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）に定める福島県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札者から提出された書類は返却しない。
- (5) 県は、提出された書類について、本競争入札以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (6) 本競争入札の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (8) この要領に定めのない事項については、福島県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年福島県規則第69号）による。

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） その他別に定めるとき。

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1

号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。